



## 平成19年4月1日からBSE検査料金が 6,000円から4,500円に引き下げられました。

死亡牛処理の円滑化を図るため、平成15年度から緊急検査処理円滑化推進事業が実施され4年が経過しました。平成19年4月1日から、BSE検査料金が減額されたことに伴い、補助金額も変更されました。

平成18年4月1日から産業廃棄物である死亡牛の処理は、本来、所有者の義務であることから、BSE検査を要しない24ヶ月齢未満への助成が廃止されました。



	17年度	18年度	19年度
24ヶ月未満	補助有り	補助無し	補助無し
24ヶ月以上	補助有り		

### ●検査、処理等に必要な書類

#### ◆24ヶ月齢以上

- ①死亡牛処理整理票(6枚複写を所属農協等から受け取る)
- ②死亡牛届出書(獣医師に依頼)
- ③死亡牛BSE検査申請書(受付で記入)

#### ◆24ヶ月齢未満

- ①死亡牛処理申込書(所属農協等から受け取る)

輸送業者に運送依頼する場合は、上記の書類と経費を委託して下さい。

### ●必要経費と補助金額

料金等 生後月齢	死亡牛処理経費			補助金額		
	輸送費	BSE検査料	化製処理料	輸送費	BSE検査料	化製処理料
生後24ヶ月齢以上	輸送会社及び地域により異なりますので委託先団体等に問い合わせ下さい。	4,500	16,000	3,000	4,500	7,500
生後3ヶ月齢以上		-----	10,000	-----	-----	-----
生後24ヶ月齢未満		-----	6,000	-----	-----	-----
生後3ヶ月未満		-----	-----	-----	-----	-----

熊本県城南家畜保健衛生所

電話 0966-22-3814

熊本県城南地区家畜自衛防疫促進協議会

電話 0966-28-3234